

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和 8 年 9 月 2 8 日

大分県動物愛護センター所長 大隈 滋

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 汎用超音波画像診断装置一式のリース
- (2) 契約期間 令和 8 年 12 月 1 日から令和 13 年 11 月 30 日 (60 箇月)
(地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条の 3 に規定する長期継続契約)
- (3) 納入場所 おおいた動物愛護センター
- (4) 納入期限 令和 8 年 11 月 30 日

2 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システム (以下「電子入札システム」という。) で行う。また、入札にかかる事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札システム運用基準 (物品・役務) による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、6 に記載する手続によること。

3 契約条項を示す場所及び期間

大分県ホームページ及び電子入札システム上に令和 8 年 10 月 16 日 (金) まで本公告文及び入札説明書を掲示することにより契約条項を示す。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

本案件については、次に掲げる条件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格のうち、リース・賃貸借の資格を得ている者であること。
- (3) 本案件に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
- (4) 電子入札システム等により事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (5) この公告の日から 8 に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件の確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員 (同法第 2 条第 6 項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

6 電子入札システムによる入札参加申請期間等

電子入札システムにより入札参加申請を、この公告の日から令和8年10月8日

(木) 午後5時までに行うこと。

なお、紙による入札参加申請を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書」（運用基準様式第2号）2部を同日午後5時（必着）までに、持参又は郵送（書留郵便）により15に記載する部局に提出すること。

7 電子入札システムによる入札金額の入力期間

電子入札システムにより、令和8年10月13日（火）から同月16日（金）午後3時までに提出すること。

なお、紙による入札を希望する者は、入札書を封書にし、同日午後3時（必着）までに、持参又は郵送（書留郵便）により15に記載する部局に提出すること。

また、紙による入札書の提出方法については、入札説明書に添付している「紙による入札書の提出手続」を参照のこと。

8 電子入札システムによる開札

- (1) 開札予定日時 令和8年10月16日（金）午後4時

- (2) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札については、入札金額の入力期限、開札日時及び最低入札価格を電子入札システム等により別途通知する。

9 入札保証金に関する事項

免除とする。

10 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。

11 最低制限価格の設定

無

12 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

13 契約保証金に関する事項

契約総額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- (2) 過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

14 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約は解除する。

- (2) 詳細は入札説明書による。

15 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県動物愛護センター愛護企画課

〒870-1201 大分市大字廻栖野3 2 3 1 番地 4 7

電話 097-588-1122 FAX 097-588-2211